

## 令和4年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和4年5月12日(木) 13時30分から14時45分まで

2 場 所 浜田市役所 4階講堂ABC

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

12名

(2) 欠席者

5名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

保険年金課長

〔健康福祉部保険年金課〕

国保係長、賦課給付係長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康増進担当課長、健康づくり係長、  
地域医療対策係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、  
弥栄市民福祉課長、三隅市民福祉課長

※支所市民福祉課はTV会議による出席

5 議題

(1) 協議事項

諮問第1号

令和4年度浜田市国民健康保険料率について

(2) 報告事項

報告第1号

令和3年度浜田市国民健康保険特別会計決算(見込)について

報告第2号

保健事業に関する報告について

## 6 会議録

【令和4年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

### 事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和4年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、この4月に保険年金課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

議案と「令和3年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」の2冊の資料を事前にお送りしております。お持ちでない場合は、事務局からお配りしますのでお知らせください。

また、本日お手元に「参考資料1」、「参考資料2」の2冊の資料をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

皆様お手元にごございますでしょうか。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

議案の表紙を捲っていただきますと、左側に委員名簿がございますのでご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただきました委員様は5名で、全委員17名中12名のご出席でございます。

続きまして、次第に添いまして進めさせていただきます。議案の右側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、全委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医業、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局側の出席者につきまして、人事異動等もございましたので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。

なお、今回は支所の職員につきましては、コロナ対策の一環ということで、テレビ会議での出席とさせていただいております。

また、浜田市では今月からクールビズによる軽装勤務となっており、ノーネクタイ等の軽装とさせていただいておりますのであらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から順にご挨拶させていただきます。

### 事務局

失礼いたします。健康福祉部長です。昨年度は保険年金課長を兼務しておりました。今年度は新型コロナワクチン対策室長と幼児教育担当部長を兼務しております。よろしくお願いたします。

### 事務局

失礼いたします。先ほどご挨拶させていただきました保険年金課長でございます。

以前、平成5年度から平成13年度までの9年間、当時の保険年金課で国民年金一筋に勤務したことがあります。国保は未経験です。

一生懸命取り組みたいと思っておりますので、皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

**事務局**

失礼いたします。昨年度に引き続き、国民健康保険の資格と予算を担当しております。よろしくお願ひいたします。

**事務局**

失礼いたします。保険年金課賦課給付係長です。この後、今年度の保険料率についてご説明させていただきます。よろしくお願ひします。

**事務局**

健康医療対策課健康増進担当課長です。職名が副参事から変わりましたが、仕事の内容は同じです。今年もはまチャレをはじめとして保健事業をがんばりますのでよろしくお願ひします。

**事務局**

失礼します。この4月からこちらでお世話になっております。健康医療対策課健康づくり係長です。よろしくお願ひします。

**事務局**

失礼します。この4月から健康医療対策課地域医療対策係長を拝命いたしました。よろしくお願ひいたします。

**事務局**

税務課長です。税務課2年目となります。引き続きよろしくお願ひいたします。

**事務局**

続きまして、テレビ会議での自己紹介となります。金城支所、お願ひします。

**事務局**

座って失礼します。金城支所市民福祉課長です。2年目になります。引き続きよろしくお願ひします。

**事務局**

旭支所、お願ひします。

**事務局**

失礼いたします。旭支所市民福祉課長です。今年で3年目です。よろしくお願ひします。

**事務局**

弥栄支所、お願ひします。

**事務局**

失礼します。弥栄支所市民福祉課長です。2年目になります。引き続きよろしくお願ひします。

## 事務局

三隅支所、お願いします。

## 事務局

失礼します。

三隅支所 市民福祉課長務めさせていただきます。

三隅支所 2年目です。

よろしくお願いします。

## 事務局

本日の事務局の出席者は以上となります。皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の方に戻ります。2番目の市長挨拶でございますが、本日市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶申し上げます。

## 事務局

失礼します。先ほどありましたように、市長が他の公務で出かけておりますので、私の方でご挨拶申し上げます。

### 【令和4年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和4年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

浜田市国民健康保険運営協議会の委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、ご多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症ですが、未だに収束が見込めない状況であります。

浜田市では、このコロナ禍に対する様々な支援策を実施しており、国民健康保険におきましては、国の財政支援が縮小となる中、収入減少や失業等が生じた世帯を救済するための保険料の減免を今年度も継続して実施いたします。

また、本日は保険料率について諮問いたしますが、令和2年度における医療費の大幅な減少が県に納付する事業費納付金に反映されており、収納すべき保険料に影響を及ぼしているところです。

令和4年度の国民健康保険料率につきましては、このような特異的な社会情勢も考慮したうえで、委員の皆様のご意見を伺い、決定したいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

令和4年5月12日

浜田市長 久保田 章市

代読

## 事務局

続きまして、3番目の会長挨拶です。会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

## 会長

本日は、令和4年度第1回の運営協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど進行役から軽装勤務の案内がありましたので、ネクタイを着けていらっしゃる方は取っていただいて結構です。

今回の議題は、今年度の国民健康保険料率と、決算等事業報告についてでございます。

平素から、この協議会で各種のご意見をいただきながら、運営させていただいておりますが、国民健康保険料については市民生活に直結する大きな課題だと考えております。

効率的に進められるように各委員の皆様方の積極的なご意見を頂戴したいということをお願いし、最初の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局

どうもありがとうございました。

それでは、4番目、市長諮問でございます。議案3ページをご覧ください。

今回の諮問事項につきましては、「令和4年度浜田市国民健康保険料率について」1件となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、5番目の、議事録署名委員の指名でございます。ここからの進行につきましては、会長様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

早速、議事録署名委員の指名を行います。

恒例に従いまして、私の方から指名をさせていただきます。

公益代表から、委員。被保険者代表から、委員。

お二人をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて、協議事項に入らせていただきます。

ただいま諮問を受けました案件であります、諮問第1号、令和4年度浜田市国民健康保険料率についてという案件を議題にいたします。

では、事務局の方から説明をお願いします。

## 事務局

失礼します。保険年金課賦課給付係長です。よろしくお願いいたします。それでは、失礼ではあります。座って説明をさせていただきます。

議案の4ページをご覧ください。

令和4年度浜田市国民健康保険料率案についてであります。

○の1つ目、医療分及び支援金分の保険料率についてです。

下の(1)表と併せてご覧ください。

被保険者全員にかかる医療分及び支援金分について、議案にありますように、応能割である所得割、応益割である被保険者均等割及び世帯別平等割をそれぞれ昨年度から引下げ、医療分と支援金分の合計で「所得割」を11.48%、「被保険者均等割」を34,200円、「世帯別平

等割」を22,800円とする案でございます。

賦課限度額は、医療分で2万円、支援金分で1万円それぞれ引上げとなっております。

○の2つ目、介護分です。

下の(2)表と併せてご覧ください。

介護分については、40歳以上64歳までの、介護保険2号被保険者の方に賦課されるものです。

こちらは、応能割である所得割を2.40%から2.88%へ0.48ポイント引上げ、応益割である被保険者均等割を9,000円から9,800円へ800円引上げ、世帯別平等割を4,400円から5,000円へ600円引上げる案でございます。

賦課限度額は、昨年度から変更ありません。

保険料率算出の経緯について、5ページ上段に掲載しております。今年度の保険料率については、令和2年度の医療費が大きく下がったことなどを背景に、県へ納める事業費納付金が減額となったことから、医療分と支援金分の合計の保険料率を下げる提案が可能となりました。介護分の保険料率につきましては、全国的な介護給付費の増を背景に、県へ納める事業費納付金が増額となったことから、保険料率を引き上げさせていただく案になりました。

医療分及び支援金分の保険料率は、平成26年度から昨年度まで8年にわたり据え置けてきましたが、このたび9年ぶりの変更となりました。また、前年度から引下げとなるのは、平成17年の市町村合併以降では初めてのことになります。

医療分・支援金分・介護分ともに、現在は、島根県が決定する「国保事業費納付金」を納めるために必要となる保険料を算出する方法をとっております。

本日お配りしています「参考資料1」をご覧ください。本年2月に開催しました運営協議会でもご説明いたしましたが、医療分、支援金分、介護分それぞれについて、国保事業費納付金に、保健事業などの経費を加算し、そこから浜田市に直接入る見込みの公費を除いた額が保険料として収納する必要な額であるということを図と表で表したものでございます。併せてご確認ください。

議案に戻っていただきまして、5ページの下段、3つ目の○は、国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正についてです。

未就学児に係る均等割の半額軽減の導入のほか、先ほども申し上げました賦課限度額の引き上げ改正を行っております。

続きまして、その下の○、国保財政調整基金に関してですが、今回提案した料率で試算したところ保険料に不足が生じない見込みですので、今年度当初の保険料への基金取崩しは見込んでおりません。

しかし、この試算は現在の被保険者状況にて行っておりますため、年度途中で被保険者が想定を超えて減少した場合や、収納率が思うように伸びなかった場合などには、最終的に基金取崩しが必要となる可能性があることをご承知おきください。

つづく6ページですが、それぞれの年度における国民健康保険財政調整基金の積立額と取崩額の記載をさせていただいておりますので、ご一読いただきたいと思います。なお、令和3年度、4年度は見込みでございます。令和3年度は、前年から保険料率を据え置くため財政調整基金を300万円取り崩す予定でしたが、年度途中に加入された被保険者の影響等により保険料収入が想定より伸びましたので、基金取崩しは発生しない見込みとなりました。また、決算剰余金の積み立てが約3,500万円あったため、令和3年度末の基金残高は5億5,000万円あまりとなる見通しです。

また、7ページにつきましては、6ページの内容による基金残高をグラフ化したものです。8ページ、9ページには国民健康保険料の賦課基準について載せております。

国民健康保険法施行令等及び浜田市国民健康保険条例において、それぞれ基準を定めております。

応能割である所得割と応益割である被保険者均等割及び世帯平等割を応能割：応益割の50：50の按分を図り、応益割の被保険者均等割及び世帯平等割についても35：15の按分を図ることとなっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは、県内8市の保険料又は税率を表したものです。黄色の網かけしてある浜田市・益田市・安来市は、令和4年度保険料又は税率、その他の市は令和3年度の料率について記載しております。

令和4年度保険料又は税率が出ている3市の状況は、医療分と支援金分の合計は浜田市が引下げで益田・安来両市が据置き、介護分は浜田市が引上げ、あとの2市が据置きとなっております。

10ページ中段以降でありますけれども、この料率で、モデル世帯試算比較によります1世帯当たり保険料額の積算をした内容であります。

モデル世帯は夫婦2人の世帯と仮定しまして、所得額150万円、基礎控除額43万円、介護第2号被保険者2人とし、8市同一条件で積算した場合の保険料額を記載しました。

表中、中段のオレンジ色の濃いところ、保険料額でございますが、医療分、支援金、介護分の保険料額の合算額を記載しております。その下であります、ランクとしまして、高い保険料額の市町村からの順番、最大額からの差額、また、最小額からの差額を記載しております。

一番下の表は、試算比較によります状況ですが、医療分では最高保険料額は安来市、最低保険料額は浜田市となり、支援金分では、最高保険料額は浜田市、最低保険料額は雲南市となり、介護分では、最高保険料額は益田市、最低保険料額は雲南市となります。

全体額でみますと、最高保険料額は益田市で27万8,200円、最低保険料額は雲南市で24万3,800円となっております。県内8市中では、浜田市は2番目に高い状況となります。

なお、今年度の浜田市の保険料率案がこれまでと大きく変わったのと同様に、これから決定する各市でも大きな変更がある可能性がありますので、これらの比較は参考までにご覧ください。

また、本日お配りした「参考資料2」の2ページから5ページには、各年度の被保険者数、保険料率及び賦課限度額の推移を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上、諮問第1号といたしまして、令和4年度浜田市国民健康保険料率について説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

## 会長

はい。諮問を受けました第1号令和4年度の保険料率につきまして、ただ今、説明がありました。基本的には医療分及び支援金分は昨年度の保険料率から引き下げ、介護分は引き上げということで、全体としまして引き下げという話でございます。

それでは、質疑を受けたいと思います。発言の際にはマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

ご意見ございましたらどうぞ。

はい、委員、どうぞ。

## 委員

今、料率の案について説明がありました。医療費分と支援金分が合計で減額になるというのは大いに結構だと思いますが、介護分が若干上昇するという事です。

この理由というのは経緯に記載のとおりで、県の納付金の増減についてはそれぞれ色々な原因があると思いますが、今、コロナ禍で受診者が減少となっているということが考えられます。

また、日常生活を鑑みれば、物価の上昇等により、特に低所得者の多い国保被保険者の生活が圧迫されていますが、基金は前年度から据え置きで5億5千万と見込まれています。こういった特殊な事情がある場合には基金で対応するのがベターではないかと、私はいつもこの運営協議会でお話させていただいております。

引下げの方は大いに歓迎ですが、県内8市で雲南市の保険料が最も低いとのことで、まだまだ保険料の低い市があります。それに見合う努力をされて、今年度は無理かもしれませんが、次年度以降は基金を有効的に活用するという意味で、基金を増やすだけでなく、社会情勢を考慮しながら適切に対応していただければと思っておりますので、何か見解があればよろしくお願ひしたいと思っております。

## 会長

はい。事務局どうぞ。

## 事務局

はい。国民健康保険の運営上、保険料を下げるために基金を入れるというのはなかなか難しいです。今回は医療分と支援金分の合計の保険料率が下がっていますが、基金はこれまで、医療分プラス支援金分の料率について、上昇抑制のための調整に用いています。介護分につきましては、これまでも基金による調整は行わず、必要な金額を納めていただくための保険料率としています。

また、先ほども委員が言われましたように、コロナ禍による医療費の影響で県に納付する事業費納付金が下り、保険料率が下がっています。

国保の加入者の中で医療費が下がると保険料率が下がるということ認識していただきながら、早期発見早期治療を大事にいただき、国民健康保険制度を、皆さんが健康になるための制度だと思っておりますようご理解のほどよろしくお願ひいたします。

## 会長

委員、よろしいですか。

## 委員

はい、大方理解はしました。何度も言いますが、低所得者の多い国民健康保険被保険者は他の保険の被保険者と比べて保険料が高いと言われております。そこを基金投入などにより国保の料率を下げてくださいというのを、今もされているのですが、今後も益々考慮していただき、料率を下げてくださいというお願ひするということでおきたいと思っております。

## 会長

はい、そのほかございませんか。

はい、委員、どうぞ。

## 委員

引き下げについて特段意見はないのですが、先ほど、料率は医療分プラス支援金分と言われたと思います。今回、医療分は下がって支援金分は上がっていますが、この上がる方と下がる方の2つあるというのは何か理由があるのか、説明をお願いしたいと思います。

## 事務局

医療分と支援金分の違いについてご説明させていただこうと思います。

医療分というのは、被保険者の方の医療費のために集めるお金です。片や支援金分というのは、後期高齢者医療に拠出するために集めるお金です。この支援金分というのは、国が各都道府県に必要な金額を示し、それを島根県が各市町村別に必要な金額を示し、それを集めるために料率を計算するというものです。いずれにしてもこの2つが被保険者の方全員に掛かるので、医療分プラス支援金分という形で保険料率をご説明させていただいているのですが、後期高齢に拠出するお金というのは、1人当たりで言いますと今年度若干増えておりますので、支援金分だけで見ますと上げさせていただく状況になりました。ただ、医療費の部分は大幅に下がった関係で、合計で引下げとこのたびなつたものでございます。

## 委員

よくわかりました。

## 会長

そのほかございませんか。

無いようでありますので、諮問第1号については是非を問いたいと思います。

令和4年度の国民健康保険料率の提案の趣旨は、議案4ページ、表中一番右の対前年度比較の列にあるとおり、医療分と支援金分の合計において所得割を0.45ポイント引き下げて11.48%に、均等割を1,200円引き下げて34,200円に、平等割を1,800円引き下げて22,800円に、介護分において所得割を0.48ポイント引き上げて2.88%に、均等割を800円引き上げて9,800円に、平等割を600円引き上げて5,000円に、という提案でございます。

いかがでしょうか。提案どおり、受け入れるということによろしいでしょうか。

## 各委員

「はい。」の声

## 会長

それでは、本日諮問を受けました案件であります令和4年度浜田市国民健康保険料率につきましては、提案どおり承認するというので、答申させていただきます。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号、令和3年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込についてです。

では、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

失礼します。報告第1号の説明に入らせていただきます。失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

議案の13ページをご覧ください。

令和3年度浜田市国民健康保険特別会計事業勘定決算見込みについてです。

全体の概要といたしましては、歳入歳出共に減額となっており、歳入決算見込みは太枠で

囲ってありますとおり、61億8,130万102円で、2億311万7,537円の減額となっております。歳出決算見込みは61億4,100万3,849円で、2億520万9,948円の減額となっております。収支差引額4,029万6,253円を繰越しとしております。

次に、歳入の概要についてです。

国民健康保険料につきましては、令和3年度は、令和2年度の料率から引下げを行いました。決算見込額は8億6,201万4,716円で、前年度と比較して、2,634万3,708円の減額となっております。

続きまして、県支出金です。

県支出金は46億7,266万717円で、前年度と比較して1億3,211万8,036円の減額となっております。

この大幅な減額につきましては、令和2年度に市町村事務処理標準システムを導入したことに伴う約7,900万円の歳入が令和3年度は発生しなかったことが主な要因となります。

続きまして、繰入金です。

繰入金は、5億9,151万5,039円で、前年度と比較して3,279万6,154円の減額となっております。歳出の減額に伴い、繰入金も減額となっております。

続きまして、繰越金でございますが、これは令和2年度決算剰余金であり、3,820万3,842円となっております。

次に、歳出の概要についてです。

保険給付費につきましては、44億8,131万3,719円で、前年度と比較して2,801万6,413円の減額となっておりますが、1人あたりの保険給付費は増額となっております。1人当たりの医療費につきましては、「参考資料2」の6ページに記載がございます。こちらには前年度との比較数値の記載はございませんが、浜田市におきましては、前年度と比較して、1人当たり約5,000円の増額となっております。県全体におきましては、約1万8,000円の増額となっております。「参考資料2」におきましては、その他、保険給付費の詳細について掲載しておりますので後ほどご覧ください。

議案13ページに戻ります。保険給付費のうち、退職被保険者等につきましては令和3年3月をもってすべて一般被保険者となっており、給付額につきましては、精算分のみとなります。令和3年度は実績がありませんでしたので、今後は参考資料において詳細は掲載しないこととします。

続きまして、出産育児一時金につきましては531万9,860円で、前年度と比較して114万9,760円の増額となっております。葬祭費は378万円で、前年度と比較して108万円の大幅な増額となっております。

続きまして、保健事業です。こちらにつきましては、特定健康診査費等事業費と保健衛生普及費とに区分をしております。

特定健康診査費等事業費は、特定健康診査・特定保健指導を行うための費用となります。5,012万5,480円で、前年度と比較して、87万4,819円の減額となっております。特定健康診査の受診状況は、参考資料2の15ページに記載がございます。被保険者数の減少により対象者数は減少となっておりますが、受診率は向上しております。

議案13ページに戻ります。保健衛生普及費は、人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成や、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施等に係る費用となります。1,861万5,796円で、前年度と比較して222万7,685円の増額となっております。

続きまして、基金積立金です。国民健康保険財政調整基金への積立ですが、令和2年度決算剰余金につきましては、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条第1項第1号の規

定に基づくものとしたしまして、3,820万3,842円の1/2以上である3,422万2,000円を積み立て、また、運用利子については全額を浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条第1項第2号の規定に基づきまして62万3,492円を積み立て、合計3,484万5,492円となっております。

続きまして、諸支出金でございます。これは、令和2年度国民健康保険事業の精算における返還金等としての支出1,089万2,309円、国民健康保険直診勘定への運営補助4,116万9,152円とへき地診療所に係る特別調整交付金2,646万1,000円の繰出しを含むものでございます。

続きまして、議案14ページをご覧ください。14ページから15ページ上段の国民健康保険料の表につきましては、令和3年度と前年度の令和2年度について、3月末時点での比較を行ったもので、13ページの国民健康保険料決算見込額とは金額が異なります。

まずは、国民健康保険料の収納率についてです。

合計で79.94%となり、昨年度の80.03%より低下しております。

続きまして、15ページの下段の県支出金にまいります。これ以降の、丸で番号をつけております項目につきましては、13ページの数値に対応しております。

県支出金は1億3,211万8,036円の減額となります。この減額の主な要因は、先ほど説明いたしましたとおり、国保標準システムの導入経費が令和3年度は発生しなかったことによります。この経費に係る補助は「特別調整交付金（市町村向け）」が該当となります。

続きまして、16ページをご覧ください。こちらには、繰入金の詳細を掲載しております。

国民健康保険財政調整基金につきましては、令和3年度当初賦課の際には300万円を取り崩す見込みでしたが、年度途中で保険料調定額が増額となったことなどにより、取崩し不要となっております。

次に、右側、17ページをご覧ください。こちらには歳出の概要を掲載しております。記載内容は13ページの決算見込書について口頭で説明いたしました内容となります。

ページをめくっていただきまして、18ページには歳入歳出それぞれの決算見込みを円グラフで表示しております。

令和3年度の事業勘定の決算見込みにつきましては、以上でございます。

## 事務局

続きまして、令和3年度の直営診療施設勘定の決算見込みについて説明させていただきます。私は、健康医療対策課地域医療対策係長です。どうぞ よろしく願いいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案の19ページをご覧ください。上段の表にて説明いたします。まず令和3年度の予算現額は2億5,560万2,000円に対して決算見込み額は2億4,199万7,018円で、1,360万4,982円の減となる見込みです。また、対前年度の比較としては、108万3,658円の増となる見込みです。

令和3年度は前年度と比較して、歳入の診療収入が増額となっておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン予防接種の負担金収入によるもので、保険診療は前年度と同程度で推移しております。

歳出については、代診医の負担金を支出したことにより総務費が増額となっております。

診療所の運営に当たっては、無駄を省いた効率的な運営に努めることはもちろんのこと、今後も、定期的な診療所長会議と看護師会の開催を中心にして、安全安心で充実した医療の確保に努めて参ります。

また、20ページには歳入歳出予算の割合をグラフに表しておりますので、参考にご覧くだ

さい。

令和3年度の直営診療施設勘定の決算見込みの概要説明については以上でございます。

#### **会長**

令和3年度の事業勘定と直診勘定の決算見込みの説明がございました。  
ご質問、ご意見があればお伺いいたします。

#### **会長**

はい、委員。

#### **委員**

14ページの不納欠損額が1,300万円余りあるのですが、主な理由については時効によるものでしょうか。

#### **事務局**

不能欠損額が多い理由を、ということでしたので、私の方から答えさせていただきます。令和2年度の方を見ていただきますと、不能欠損額約449万円となっております。令和3年度の方を見ていただきますと、その金額は1,380万円強となっております、約3倍に増えております。浜田市では平成29年度から滞納処分の執行停止の基準に基づいて、徴収が難しいものにつきましては、審査会に諮りまして、例えば、相続放棄、相続人がいない、基準に基づいた生活困窮で納めることが難しい、というものにつきましては、一旦執行停止を掛け、税でいうと3年、国保料でいうと2年の期間が過ぎたもので状況が変わらないものについては、残念ながら徴収が難しいということで、処分をさせていただいております。1年で即時という形で落とす内容のものと執行停止を掛けた期間が過ぎたものと、それぞれありますけれども、その合計がこのたびの不納欠損額となります。執行停止分につきましては、3年度に残ったものが4年度に繰り越されるわけですけど、この繰り越すタイミングで不納欠損額に影響が出てくるということです。

#### **会長**

委員、よろしいですか。

#### **委員**

はい。

#### **会長**

他にはございませんか。

ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。  
報告第2号、保健事業に関する報告についてです。説明をお願いします。

#### **事務局**

失礼します。健康医療対策課健康づくり係から説明させていただきます。

失礼ですが座って説明させていただきます。

保健事業は、データヘルス計画に基づいて国保係と連携しながら行っています。重点を置いているところは、健康的な生活習慣の定着と、病気の重症化予防です。

その中で主な保健事業 3 点について報告させていただきます。

資料は事前に配布させていただきました「令和 3 年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」を使って説明させていただきます。

まとめの 14 ページをお開き下さい。1 点目は「特定健診」です。(1) は年代別受診者数と受診率を載せています。年代が高くなるにつれ受診者が多くなっている状況です。

次に 15 ページです。(2) 受診率の推移を載せています。令和 2 年度の受診率は 48.7% で令和元年度と比べると 1.2 ポイント減少しています。受診率は県内 19 市町村中 8 位、8 市の中では 3 位でした。2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、集団健診を中止したり、全国的には受診控えもあったようなことを聞いていますので受診率に影響していると分析しています。

次に 16 ページです。文章の中ほど以降、記載していますが、より多くの方に受診していただくような取組みとしては、健診を初めて受けられる年齢になる「40 歳到達者」と、「受診率の低い年代の 41 歳～54 歳の女性のうち、3 年間未受診の方でかつ過去 1 年間医療機関にかかっていない人」への個別勧奨を行っています。

勧奨の結果は 40 歳到達者は 3 割強 (32.1%) の方が受診されていますが、41 歳～54 歳の女性の勧奨対象とした方の受診率は約 1 割 (9.9%) と低い状況です。

続きまして、21 ページをご覧ください。2 点目の特定保健指導です。一番上の表 1) 特定保健指導の実施状況では、令和 2 年度は対象者が 341 人で利用者が 55 人、そのうち終了者が 49 人で実施率は 14.4% と、元年度に比べて 1 ポイント増加しましたが、県の実施率と比較しても低い状況にあります。また 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用勧奨も積極的に行うことができない状況でした。

工夫としては毎月速やかに対象者に案内通知と電話での勧奨を行っています。今後も、利用者を増やすためには 受診医療機関の先生からも利用勧奨を行っていただいたり、案内の更なる工夫などが必要と考えています。

次に 22 ページ・23 ページには特定保健指導を利用した方の体重の変化や食事・身体活動の変化を載せています。それぞれ約半数から 6 割以上の改善がみられています。また、実施後のアンケートでは 9 割以上の方が参加してよかった、6 割以上の方が健康状態が改善したと改善度、満足度とも高くなっています。

続きまして、24 ページをご覧ください。3 点目の「生活習慣病重症化予防事業」です。特定健診受診者のうち治療優先度が高いと見込まれる方が、きちんと治療につながるよう受診勧奨や生活指導を行い 重症化を予防する目的で行っています。2) 対象者の状況について以降に掲載していますが、受診勧奨の結果、(1) 高血圧は対象者 128 名中 46 名の 36%、(2) 糖尿病は対象者 16 名中 13 名の 81.3% (3) 腎機能は対象者 117 名中 108 名の 92.3% の方が医療や適正管理につながっています。

次に 26・27 ページには糖尿病性腎症重症化予防の取組みを掲載しています。令和 2 年度は 6 名の実施がありました。

32 ページから 36 ページには脳卒中再発予防のために、浜田医療センター等から報告があった脳卒中発症者の 60 件のうち訪問・電話指導を 48 名に行った結果等を掲載しています。課題としましては 35 ページの (3) に掲載していますが、症状があらわれてから早く受診する人を増やしていく啓発と、36 ページの (5) に載せていますように予防のためには、高血圧や糖尿病などの基礎疾患の管理や減塩、多量喫煙・飲酒、適度な水分摂取などの生活習慣改善の啓発が必要です。

最後に、37 ページには、医療費適正化対策として実施している重複多受診者 14 名の方への保健指導を行った状況を記載していますのでご覧ください。

保健事業の説明は以上となりますが、市民全体の健康づくりの機運が高まるような環境づくりにも力を入れたいと考えています。健康的な生活習慣のきっかけづくりをとしての「はまチャレ」や事業所の健康づくりを応援するプロジェクト、また少しずつではありますが地域でまちづくりや小学校と連携した健康づくりの取り組みも県と一緒に始めています。

今後ともいろいろな立場で健康づくりの応援をしていただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

## 会長

それでは、報告第2号保健事業に関する報告について説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらよろしく願いいたします。

はい、委員。

## 委員

実は、私は巡回人間ドックを毎年受けさせていただいております。

昨年、ヘマトクリットの数値が高くて引っ掛かりまして、今、医療センターに通っている状態なんです。瀉血を800CCぐらいして薬を飲んで、今のところ何とか数値が落ち着いている状況です。

これも偏にドックを受けさせていただいたお陰で今の私があると感謝しておりますが、一つですね、1月14日に巡回人間ドックについてのアンケートが来たんですね。これについてちょっと私、二言三言かなり厳しいことを書きました。紙面一杯になるぐらい。実は令和3年度は以前実施していた検査が無かったんです。コロナの関係かどうか私は知らないのですが、ドックへ行ったら検査項目がものすごく少なくてびっくりしたんです。そして、令和4年度はまた検査項目が増えています。更に歯科の歯周病疾患の健診も増えました。

そこで、3点ほど聞きたいのですが、以前あった検査項目がいつのまにか無くなって、今年度追加になっているのか、コロナの影響なのかどうなのか。それから、検査項目の中にある歯周疾患健診ですが、受診しなかったら何かあるのか。それから今年度検査項目が増えますけれども、従来どおりの一部負担金8,000円、これは今年もそのままなのか。そのあたりは6月の広報で出ると思うのですが、今まだ広報は出ていませんので、私も受診をどうしようかと思って悩んでおります。その3点についてご回答お願いします。

## 会長

はい。事務局お願いします。

## 事務局

はい。巡回人間ドックにつきましては、国民健康保険の被保険者ももちろん受けていただけるのですが、すべての方に受けていただける事業となっております。事業費は国保会計には含まれておりません。健康づくりの方から全体のこととして説明させていただこうと思います。

## 事務局

巡回人間ドックの内容ですが、令和3年度に検査項目を減らしたのは、歯周疾患健診を入れるということで生活習慣病に関する項目を精査し見直しを行ったからであり、決してコロナの影響ではございません。

委員さんがおっしゃるように、受診者の皆さんからたくさんご意見をいただきまして、今まであった検査項目を継続してほしいということで令和4年度からはまた復活させています。料金は変わらず、40歳以上の方は自己負担が8,000円ということでやらせていただいております。歯周疾患健診のご案内をしているのですが、していなかったからといって特に何をしているわけでもございませんので、是非案内が届けば受診していただけるようお願いしたいと思います。

**委員**

わかりました。ありがとうございました。

**会長**

委員、よろしいですか。

**委員**

はい。

**会長**

他にご意見ご質問がございますか。

**会長**

委員、どうぞ。

**委員**

重症化予防の方ですね、重点事項として取り組まれているということで、受診勧奨や生活指導をしているということですが、それ以外に具体的に積極的に取り組まれているところがあれば教えていただきたいと思います。

**事務局**

重症化予防についてですが、先ほど説明をしましたように、対象者の方を医療の情報と健診の情報とかを洗い出しをしまして個別に指導しているというのが現状です。

特に他に何かをしているというのはありません。

**事務局**

追加で申し上げますと、糖尿病の関係で、研修会の実施も行っています。

**会長**

委員、よろしいですか。

**委員**

はい。

**会長**

他にはございませんか。

そのほか事務局から連絡事項等があればお願いします。

## 事務局

会長様、議事の進行ありがとうございました。それから、委員の皆様におかれましても、ご多忙の中ご出席いただき、貴重なご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

本協議会の委員の任期は3年となっており、今任期におきましては、恐らく本日の会議が最後になるかと思われます。新型コロナウイルス感染症への対策のため、書面会議の開催や事務局の出席者の制限、また、集合での開催をぎりぎりまで判断できないこともありました。平時ではない対応で大変ご負担をお掛けすることが多くございましたが、皆様にご協力いただくことにより、本協議会を円滑に運営することができ、更には国民健康保険事業を円滑に運営することができたことを心よりお礼申し上げます。

次の任期は令和4年11月1日から令和7年10月31日までの3年間となります。新しい期の最初の運営協議会は、令和5年2月16日（木）を予定しております。

今期を以って、委員の職を一旦退任される方もいらっしゃるかもしれませんが、引き続き浜田市の国民健康保険事業を見守っていただきますようお願い申し上げます。

## 会長

連絡事項について、事務局から説明をいただきました。

それでは、本日課せられました協議事項につきましてはすべて終了いたしましたので、本日の国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。

皆様、本日はありがとうございました。

【令和4年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 14時45分 閉会】

会 長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---